

# 自主整備のご案内

## ※区道の場合

建築工事等で区道を掘削する場合、道路管理者の承認が必要です。

この場合、土木部管理課道路監察係（窓口：19 階南側、連絡先：03-5803-1245）に「道路工事施行承認申請」を提出し、道路構造や復旧範囲、その他の指示を受けてください。

なお、「道路工事施行承認申請」にあたり、都市計画部地域整備課細街路担当に提出している「無償使用承諾書」または「細街路拡幅整備協議書」のコピーを申請書に添付してください。

また、「道路工事施行承認申請」の竣工届を提出し、竣工確認を受けた後に、「自主整備完了届」を都市計画部地域整備課細街路担当に提出してください。現地確認後、L形側溝等に「後退表示板」を区で設置します。

（※道路工事施行承認申請の竣工処理で完了ではありませんので、書類の出し忘れにご注意ください。）

## ※私道の場合

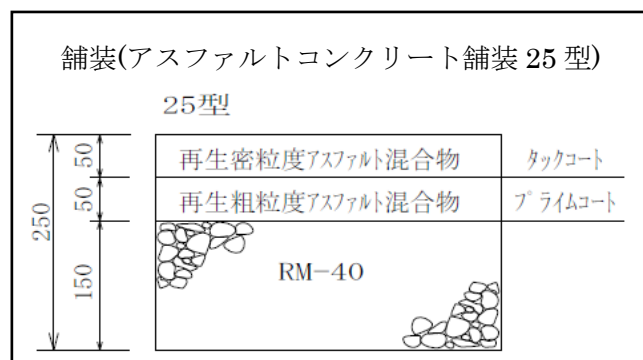
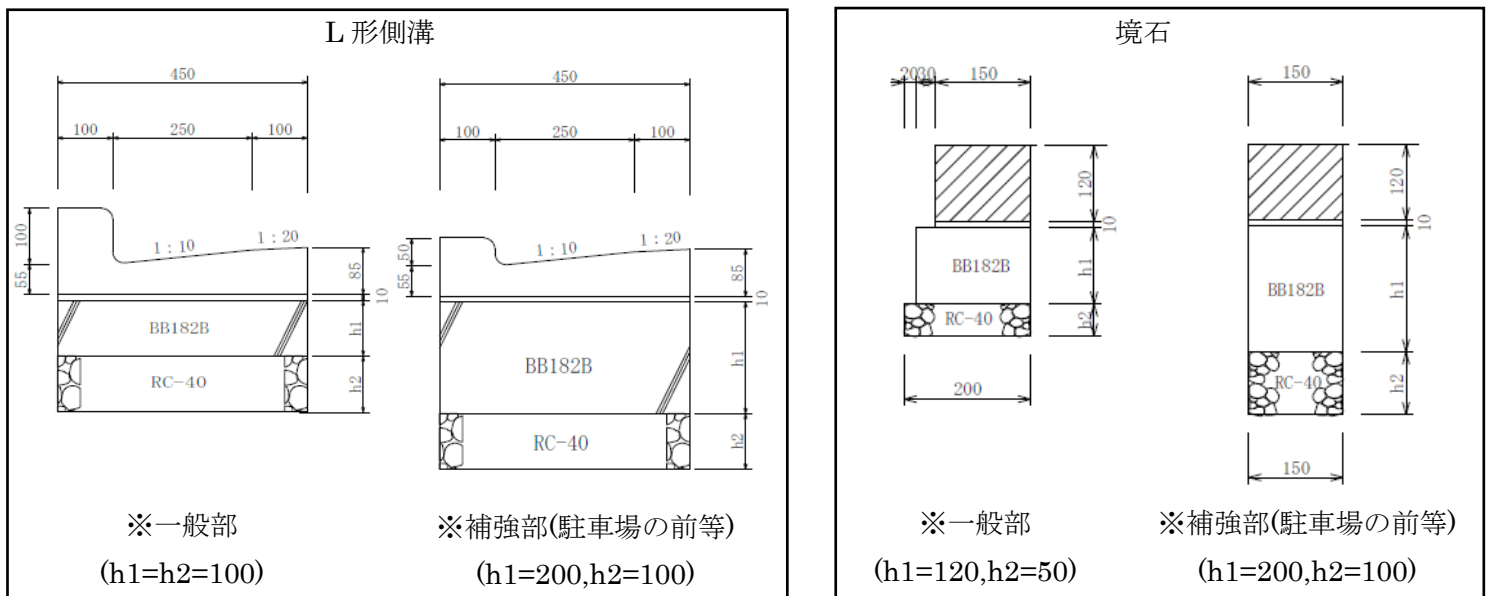
道路構造や復旧範囲について、区から指示はありません。

しかし、後退ラインにL形側溝や境石を設置するようにお願いします。

工事完了後、すみやかに「自主整備完了届」を地域整備課細街路担当に提出してください。現地確認後、L形側溝等に「後退表示板」を区で設置します。

### 参考構造図（※私道の場合）

（区道の場合は土木部管理課道路監察係（窓口：19 階南側、連絡先：03-5803-1245）に「道路工事施行承認申請」を提出し、道路構造や復旧範囲、その他の指示を受けてください。）



※この案内についての問合せ先 都市計画部地域整備課細街路担当 03-5803-1268